

入札公告

次のとおり公募型一般競争入札(事後審査型)に付す。

令和8年2月18日

契約担当者

兵庫県道路公社

播但連絡道路管理事務所長 井本満也

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 播管(委)第5号 播但連絡道路・遠阪トンネル
道路維持修繕(施設保守点検業務委託)(以下「本件業務」という。)
- (2) 履行場所 姫路市的形町の形～丹波市青垣町遠阪
- (3) 業務概要 電気・通信関連及びS A設備の維持管理を行うことで走行の安全を確保し、
交通管理の円滑な運用を行うため、保守点検業務を委託する。
・施設保守点検業務委託 1式
- (4) 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
ただし、契約期間の終了月までに発注者から何ら意思表示がないときは、その翌月においてさらに1年間の同一の条件でこの契約を更新するものとし、その後、令和11年3月31日までの間は毎年同様に更新できるものとする。
- (5) 最低制限価格 有(ランダム係数 有)
- (6) 入札方式 公募型一般競争入札(事後審査型)
- (7) 契約締結予定日 令和8年4月1日
- (8) 入札の実施 本件入札にかかる参加申込み及び入札書の提出は、紙による入札参加申込み及び入札とし、本件入札は入札公告の10入札手続等に示す日時場所において直接入札の方法により実施する。

2 応募方法 単独企業による。

3 入札参加資格

本件業務の入札に参加することができる資格を有する者は、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第81条の3に定める兵庫県(以下「県」という)の物品関係入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という)に登録されている者で、次に掲げるいずれにも該当するものとする。

なお、入札参加資格の確認は、下記6(1)に定める入札参加申込書等の提出期間の最終日(以下「申込期限日」という。)を基準日とする。

(1) 資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県及び兵庫県道路公社の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限(以下「入札参加資格制限」という。)に該当しないこと。

イ 入札参加者名簿において希望業種の大分類が「役務の提供」、小分類が「設備の保守・管理」又は「その他役務」に登録されており、A等級以上の者であること。

ウ 平成22年度以降に、元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る)として、自動車専用道路又は一般有料道路における1年以上の施設保守点検業務に関する実績(国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共

法人、法人税法別表第二に掲げる公益法人及び建設業法施工規則第 18 条で定める法人が発注した業務で、履行・完了したもの)を有すること。

エ 県及び兵庫県道路公社の指名停止基準に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者であること。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申し立て等」という。)がなされていない者であること(ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者は、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる)。

カ 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当しない者であること。

(2) 配置技術者の要件

ア 主任技術者として次のいずれかの要件を満たす技術者を配置できること。

① 第三種電気主任技術者以上の資格を有し、電気設備保全業務の実務経験が3年以上

② 第一種電気工事士の資格を有し、電気設備保全業務の実務経験が7年以上

イ 配置予定技術者は、令和8年4月1日より専任として配置できること。また、配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係(申込日以前に3ヶ月以上の雇用関係)がある者であって、かつ原則、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

ウ 平成22年度以降に、元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る)として、自動車専用道路又は一般有料道路における1年以上の施設保守点検業務に関する実績(国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、法人税法別表第二に掲げる公益法人及び建設業法施工規則第18条で定める法人が発注した業務で、履行・完了したもの)を有すること。

エ 同一の技術者を重複して複数の工事(業務)の配置予定技術者とする場合において、他の工事(業務)を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件業務が落札候補者となった最初の工事(業務)である場合は、その他の工事(業務)については本件業務の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件業務より先に他の工事(業務)の落札候補者となったときは、本件業務については他の工事(業務)の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

オ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件業務の現場に専任で配置すること。

なお、契約期間中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。

4 契約条項等を示す期間及び場所

契約書等及び10(4)シで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和8年2月18日(水)から令和8年3月2日(月)まで(土曜日、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)に定める県の休日を除く)

毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

(2) 閲覧場所(公告事務を担当する事務所：問合せ先)

神崎郡福崎町西田原 1949

5 入札参加申込書等の交付

(1) 交付資料

- ア 入札参加申込書
- イ 設計図書複写申込書
- ウ 入札参加資格確認資料
- エ 誓約書

(2) 交付期間

令和8年2月18日(水)から令和8年3月2日(月)まで

(3) 交付方法

兵庫県道路公社のホームページ (<https://www.h-dorokosya.or.jp/bid/>) の入札情報からダウンロードを行い保存することにより取得すること。

(4) 交付に関する問い合わせ先

上記4(2)と同じ

- (5) 入札参加資格確認資料は、下記11において入札参加資格の確認を受ける際に必要であるので、必ず上記(2)の交付期間内に上記(3)により様式等を取得しておくこと。

6 入札参加の手続

本件業務の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書複写申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところにより提出すること。

(1) 提出期間

令和8年2月18日(水)から令和8年3月2日(月)まで(土曜日、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）
毎日午前9時から午後5時まで（正午～午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

上記4(2)の場所に持参すること。

(3) 提出部数

1部

(4) その他

- ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。
- イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申込書等は返却しない。
- エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

7 設計図書（仕様書、図面等をいう。以下同じ）の受領方法

上記6設計図書複写申込書の提出時に交付される設計図書複写確認書を持参の上、複写代金を支払い、下記において受領するものとする。

- (1) 所在地 神崎郡福崎町南田原1456-17
- (2) 名称 中井総合印刷株式会社
- (3) 電話 0790-22-0300

8 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い質問書（様式20号）を作成の上、提出す

ること。

ア 提出期間

令和8年2月18日(水)から令和8年3月3日(火)午後5時まで

イ 提出方法

メール送信(送信先メールアドレス:bantan@h-dorokosya.or.jp)

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

令和8年3月9日(月)から令和8年3月11日(水)まで

イ 閲覧場所

兵庫県道路公社ホームページ(<http://www.h-dorokosya.or.jp/>)の入札情報において掲示するとともに上記4(2)において閲覧に付す。ただし、上記4(2)における閲覧は、土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)に定める県の休日を除き、毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

9 入札保証金

不 要

10 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和8年3月12日(木) 午後2時30分から

(2) 入札及び開札の場所

神崎郡福崎町西田原 1949

兵庫県道路公社 播但連絡道路管理事務所 会議室

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要事項を記載し、封入のうえ入札箱に直接投函すること。

イ 第1回目入札書提出にあたり、入札金額に対応した業務費内訳書(金抜設計書のうち「工事費内訳書」と記載されたページの全ての項目について確認できるもの)を下記により提出すること。

(ア) 提出期間

令和8年3月9日(月)から同年3月11日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)に定める県の休日を除く。)

毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。3月11日(水)は正午まで)

(イ) 提出方法

上記4(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 業務委託入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本件業務の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本件業務の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理人をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。ただし、特に指示した場合は、この限りではない。

- キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。
- ケ 所定の場所に所定の日時まで、第1回目の入札金額に対応した業務費内訳書（金抜設計書のすべての項目について確認できるもの）を提出すること。
- コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。
また、落札候補者がいる場合であって、下記11において、すべての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う
- サ 再度の入札に参加できるものは、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - (ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（初度の入札において、最低制限価格に達しない価格で入札した者を除く。）
 - (イ) 初度の入札において、上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、ウ又はエに違反し無効となったもの以外の者。
- シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札候補者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札候補者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を11(3)の入札参加資格確認資料の提出期間中に提出すること。
- ス 入札の対象となる調達に係る予算が、兵庫県道路公社理事会で議決及び兵庫県知事に承認され、その予算の執行が可能であること。

(5) 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- イ 下記13で定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札
- ウ 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札
- エ 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当する者のした入札
- オ 開札から落札決定までの間に県及び兵庫県道路公社の指名停止基準に基づく指名停止を受けた者の入札

(6) 入札に際しての注意事項

- ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

- ウ 入札金額の表示は、アラビア数字を用いること。
- エ 提出された業務費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがある。

なお、工事費内訳書の提出方法は、次によること。

① 持参による場合

業務名及び入札参加者名を記載して、業務費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

② 郵送による場合

配達記録が残る書留郵便等によるものとし、持参による場合と同様に業務費内訳書を封入した封筒を更に郵送用の外封筒に封入し、外封筒には入札参加者名及び入札公告に示す提出先の事務所・課名を明示すること。

- オ 入札書は、入札に付する事項ごとに作成して、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、あて名及び業務名称に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。
- カ 入札執行職員の指示に従って、入札書（封筒）を入札箱に直接投入すること。
- キ 入札書（封筒）を入札箱に投入した後においては、入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。
- ク 入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

11 落札者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。
- (2) 最低制限価格は最低制限基本価格にランダム係数を乗じた値とする。（円未満は切り捨て）
- (3) 落札候補者として入札執行者から入札参加資格確認資料の提出を求められた者は、次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

ア 提出期間

提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）
毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出部数

1部

ウ 提出資料等

(ア) 同種又は類似の業務の業務実績

入札参加資格要件があることを判断できる同種又は類似の業務の業務実績を様式5号に記載すること。

なお、記載件数は、代表的な工事3件以内とし、平成22年度以降に業務が完了し、その引渡しが完了しているものに限り記載するとともに、同業務に係る契約書の写し等、同種又は類似の業務であることが確認できる書類を添付すること。

(イ) 配置予定技術者の資格及び業務経験

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び同種又は類似の業務の業務実績を様式6号に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書・講習修了証等の写しを添付すること。

また、同種又は類似の業務実績については、平成22年度以降に業務が完成し、その引渡しが完了しているものに限り記載するとともに、同業務に係る契約書の写し等、同種又は類似の業務であることが確認できる書類を添付すること。

エ 提出方法

上記4(2)の場所に持参する。

- オ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。
- カ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。
- キ 提出された資料は返却しない。
- ク 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。
- ケ 入札資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(3)アの提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格

のない者のした入札とみなし、無効とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して入札参加資格の確認の対象となる順位を付け、順位が上位の（数字が小さい）者を落札候補者とする。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
- (5) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。
- (6) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

12 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の翌日から起算して7日以内（土曜日、日曜及び祝日等、兵庫県の休日定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）に契約書を提出すること。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合には、契約を締結しない。

13 契約保証金

落札者は、契約締結までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県道路公社が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 兵庫県道路公社を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。

14 支払条件

支払い条件は、次のとおりとする。

- (1) 年割支払 無
- (2) 部分払

部分払の回数は期間中3回以内とする。

なお、兵庫県道路公社の都合により契約期間を変更した場合は、変更後の期間に応じて部分払の回数を変更することがある。

15 その他

- (1) 契約を締結した者は、次のア、イを兵庫県道路公社に提出すること。

ア 本件業務の一部について締結する委託契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む）を兵庫県道路公社に提出すること。

イ 下請契約等及び本件業務に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の

保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が 200 万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第 2 項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む）

- (2) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (3) 下請負人の選定にあたっては、兵庫県及び兵庫県道路公社の指名停止基準に留意すること。
- (4) 入札参加申込者数及び入札参加申込者は、入札執行後まで公表しない。
- (5) 入札結果については、落札決定後、兵庫県道路公社播但連絡道路管理事務所で落札決定日の翌日までに公表する。また、契約締結後速やかに兵庫県道路公社のホームページの入札情報で公表する。
- (6) 落札者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。